

## ダンピング防止とリスクヘッジ

### 低入札案件についての手持ち件数の制限

平成 16 年 1 月に本市の登録業者であった一土木業者が突然倒産し、6 件もの公共工事が未完成のまま中断する事態が起きました。この中には、低入札での案件が 2 件あったということもあり、危機管理の観点から、今後こうした事態を回避する（リスクヘッジ）ためにも、平成 16 年 4 月 1 日以降に公告する案件より、低入札価格調査の対象となった工事の手持ち件数に制限を加えることとします。

これは、たとえ業者が低入札工事をとっても、従前の工事よりも一層厳しい工事検査をクリアしなければならず、市としても着実に竣工してもらおうとする考え方から出てきたものであります。

実施方法については、入札に参加するための要件として、公告日において財務部契約課の監理・主任技術者名簿に登録されている技術者総数に基づき、次のとおり手持ち制限を行います。

- (1) 技術者総数（人員数）が 10 人以下の者は 1 件以内とする。
- (2) 技術者総数（人員数）が 11 人以上 20 人以下の者は 2 件以内とする。
- (3) 技術者総数（人員数）が 21 人以上の者は 3 件以内とする。

ただし、複数の建設工事を合併により入札執行した案件については、合併数にかかわらず 1 件とします。

また、平成 15 年度以前に契約締結した工事については、制限件数に含まないものとします。